

森のおくりもの事業についてQ&A

Q 1 森のおくりもの事業とは何ですか。

A 1 赤ちゃんへの誕生祝い品に小田原の木で製作したおもちゃを贈呈し、感性豊かな乳幼児期から木に触れ親しむ環境を醸成していく取組です。
この事業は、平成28年4月から始まりました。

Q 2 どのようなことをするのですか。

A 2 赤ちゃんが生まれた家庭に対し、「木育コンセプトブック」及び小田原の木で製作した「誕生祝い品（おもちゃ）」を贈呈します。

Q 3 どのようにすれば「誕生祝い品（おもちゃ）」の贈呈を受けられますか。

A 3 小田原市保健センターで実施される4ヶ月児健診の時に贈呈します。

Q 4 「誕生祝い品（おもちゃ）」贈呈の対象者を教えてください。

A 4 小田原市の住民登録を有し、保健センターで4ヶ月児健診を受診した赤ちゃんが対象です。
ただし、住民登録はしているが、4ヶ月児健診を他市町村で受診した赤ちゃんも対象となりますので、詳しくは市役所農政課（33-1491）まで御連絡ください。

Q 5 「誕生祝い品（おもちゃ）」の贈呈に期限はありますか。

A 5 対象となる赤ちゃんが満1歳を迎える日まで贈呈を受けることができます。

Q 6 お兄ちゃんやお姉ちゃんは過去に「誕生祝い品（おもちゃ）」の贈呈を受けていませんが、これから受け取ることはできますか。

A 6 受け取ることができません。
小田原市内で4ヶ月児健診を受診し、満1歳を迎えるまでのお子様を対象です。

Q 7 4ヶ月児健診を受診しませんでした。 「誕生祝い品（おもちゃ）」を受け取ることができますか。

A 7 受け取ることができます。

別日程の4ヶ月児健診で受け取るか、小田原市役所で受け取ることができます。詳しく市役所農政課（33-1491）まで御連絡ください。

ただし、小田原市に住民登録しているお子様が対象となります。

その他に森のおくりもの事業にかかわる質問がございましたら、市役所農政課（33-1491）までご連絡ください。